

第62巻第6号掲載論文「神光一郎，他．歯科保健条例および歯科口腔保健法制定後の地域歯科口腔保健推進体制の実態について．2015；62(6)：294-299.」において以下の箇所に誤りがありました。お詫びとともに下記のとおり訂正をお願いいたします。

誤

正

●P. 296 表2

表2 都道府県歯科保健計画の策定状況

計画開始年度	計画策定都道府県数	計画策定都道府県名
2011	2	千葉県，東京都*
2012	8	宮城県，栃木県，長野県，島根県，岡山県，愛媛県，高知県，宮崎県
2013	25	北海道，山形県，福島県，茨城県，埼玉県，神奈川県，山梨県，愛知県，三重県，岐阜県，新潟県*，富山県，滋賀県*，和歌山県，奈良県，兵庫県，広島県，山口県，徳島県，香川県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，鹿児島県*
2014	6	岩手県，秋田県，群馬県，静岡県，京都府，福岡県
合計	41	

*：歯科保健条例制定なしの都道府県
(2014年12月1日現在)

●P. 295 II 研究方法 右段上から2行目
また，歯科保健計画と第二次健康増進計画に関するデータは，

●P. 295 II 研究方法 右段上から5行目
(追記)

●P. 295 III 研究結果 右段下から3行目
2. 都道府県歯科保健計画の状況
2014年12月1日現在歯科保健計画を独立した計画として策定しているのは41都道府県であった(表2)。

●P. 296 III 研究結果 左段上から1行目
歯科保健計画の双方が策定されていたのは37道府県であった。

●P. 298 IV 考察 左段下から8行目
本調査時点で37都道府県であった。

表2 都道府県歯科保健計画の策定状況

計画開始年度	計画策定都道府県数	計画策定都道府県名
2011	2	千葉県，東京都*
2012	8	宮城県，栃木県，長野県，島根県，岡山県，愛媛県，高知県，宮崎県
2013	25	北海道，山形県，福島県，茨城県，埼玉県，神奈川県，山梨県，愛知県，三重県，岐阜県， 新潟県 ，富山県，滋賀県*，和歌山県，奈良県，兵庫県，広島県，山口県，徳島県，香川県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，鹿児島県*
2014	7	岩手県，秋田県，群馬県，静岡県，京都府，福岡県， 大阪府*
合計	42	

*：歯科保健条例制定なしの都道府県
(2014年12月1日現在)

また，歯科保健計画と第二次健康増進計画ならびに歯科口腔保健推進のための都道府県予算の状況に関するデータは，

口腔保健支援センターに関するデータは，インターネットにより都道府県および市町村の公式ホームページから入手した。

2. 都道府県歯科保健計画の状況
2014年12月1日現在歯科保健計画を独立した計画として策定しているのは42都道府県であった(表2)。

歯科保健計画の双方が策定されていたのは38道府県であった。

本調査時点で38都道府県であった。